

2021年12月

各位

株式会社 鳥取銀行

## NISA口座のみなし廃止について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度税制改正により、当行にNISA口座をお持ちのお客さまのうち、下記のお客さまのNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって自動的に廃止（「みなし廃止」といいます）されることとなりますので、あらかじめご案内申し上げます。

## 記

## 【対象のお客さま】

当行のNISA口座に2017年分の非課税投資枠を設定されていたお客さまのうち、2021年12月末時点において、下表黄色網掛内のお客さまが「みなし廃止」の対象となります。

NISA口座 開設時期	マイナンバーの ご提出	2018年以降の NISA口座のご利用	みなし廃止
2018年以降	ご提出あり	ご利用あり	対象外です。
2017年以前	ご提出あり	ご利用あり（※1）	
	ご提出なし	ご利用なし（※2）	対象です。 *2022年1月1日をもって自動的に廃止されます。

（※1）2018年以降、当行のNISA口座で投資信託のご購入等がなくとも、非課税投資枠が設定されている場合は「ご利用あり」となり、「みなし廃止」の対象とはなりません。

（※2）マイナンバーをご提出いただいている場合であっても、2018年以降の非課税投資枠が設定されていない場合は「ご利用なし」となり、「みなし廃止」の対象となります。

当行でNISA口座をご利用されない場合、お手続きは不要です。

「みなし廃止」となるお客さまで、引続き当行でNISA口座をご利用される場合、非課税口座のご開設、マイナンバーのご提出等のお手続きが必要となります。詳しくはお取引店までお問い合わせください。

以上

« 本件に関するお問い合わせ先 »  
個人コンサルティング部（中島・佐貫）  
TEL 0857-37-0261・0297